

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金及び住居確保給付金
(特例再支給)の申請期限の延長について

1 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

- (1) 申請期限の延長 令和4年8月31日から令和4年9月30日に延長する。
- (2) 延長に伴う新たな申請対象者
 - ①初回申請対象者(約80世帯)
 - ②再支給申請対象者(約40世帯)
- (3) 予算措置
第3回定例会において補正予算を提案する。

2 住居確保給付金

- (1) 特例再支給の申請期限の延長
特例再支給(支給期間終了後、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3ヶ月間に限り再度支給する特例措置)の申請期限を令和4年8月31日から令和4年9月30日に延長する。
- (2) 延長に伴う申請対象者数
約1,200世帯

※制度概要

(1) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯のうち、収入資産等一定の要件を満たす者に対し、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、原則3ヶ月間支援金を支給する。(令和3年7月より実施)

世帯構成	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
支給額	60,000円	80,000円	100,000円

(2) 住居確保給付金

離職や休業等により経済的に困窮し、住宅を失うおそれのある者で、収入資産等一定の要件を満たす者に対し、就労による自立を図るため、原則3ヶ月間家賃を支給する。

世帯構成	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯※
支給上限額	53,700円	64,000円	69,800円

※6名世帯は75,000円